

小松島市議会ハラスメントアンケート調査結果と今後の対応について

令和5年11月20日

小松島市議会

市議会では、議員のハラスメントに関する規定の制定について協議しており、市議会から職員へのハラスメントに関する状況の実態を把握するために、アンケート調査を実施いたしました。調査の結果は別紙資料の通りです。

ハラスメントは人権にかかわる問題であり、職員の尊厳を傷つけ職場の勤務環境の悪化を招く、許されない行為です。調査結果では、ハラスメントを受けた、又は見たことがある職員が46.5%の数値となり、特に自由記載の欄には、65件もの具体的な事例が寄せられる極めて深刻な事態と受け止めています。こうした意見を参考に、早急にハラスメントの防止策を図っていかねばなりません。

行政と議会とは、市議会基本条例第8条で謳う緊張関係の保持の状態ではありつつも、それぞれが市民に求められる役割を全うする中で、すべての職員が安全で安心して勤務に専念できる環境が整えられるよう、市議会としても真摯に取り組んでまいります。

対応方針

- 議員意識改革（ハラスメント研修の実施など）
- ハラスメントに対処する組織づくり
- 相談窓口の設置（第三者機関も含め）
- 行政当局との連携（行政からの申し入れ制度など）
- 定期的な調査（来年度以降もアンケートを継続実施）
- 上記項目を含んだ市議会ハラスメント防止の規定を早期に制定

※ また、緊急を要する事案については、行政当局と連携し、再度調査のうえ速やかに対応することとします。